

憲 法

平成23年9月18日（日） 13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は2枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の文章を読んで、Xが訴訟を提起する場合、あなたは原告の代理人としてどのような憲法上の主張を行うか述べなさい（配点：100点）。

O市は、本件各土地（本件土地1～5）を所有している。そして、本件各土地には、地域の集会場等であるS会館（以下「本件建物」）が建てられ、その一角にS神社（以下「本件神社」）の祠が設置され、建物の外壁には「神社」との表示が設けられている。また、本件土地1上には、鳥居及び地神宮が設置されている。

本件建物及び本件神社物件の所有者は、S連合町内会（以下「本件町内会」）であり、市は、本件町内会に対し、本件各土地を無償で本件建物、鳥居及び地神宮の敷地としての利用に供している。

本件鳥居は、本件土地1上の国道12号線に面する部分に設置され、台石の上に置かれた、堅固な構造を有する神明鳥居（幅約4.5m）で、その上部正面に「S神社」の額が掲げられている。本件建物には、鳥居の正面に当たる部分に、会館入口とは別に、「神社」と表示された入口が設けられ、さらにその入口を入った正面に祠が設置されている。鳥居の脇には、「地神宮」と彫られた石造の地神宮が設置されているが、鳥居、神社入口及び祠は一直線上に配置され、また、祠内には御神体として天照大神が宿るとされる鏡が置かれている。

本件神社は、宗教法人法所定の宗教法人ではなく、神社付近の住民らで構成される氏子集団（以下「本件氏子集団」）によってその管理運営がされている。本件氏子集団は、総代及び世話役各10名を置き、祭りの際には寄附を集め、その会計を町内会の会計とは別に管理している。しかし、組織についての規約等はなく、氏子の範囲を明確に特定することはできず、本件氏子集団を権利能力なき社団と認めることはできない（そのため、本件の鳥居、祠なども、法的には町内会の所有と認められる。）。

本件町内会は、S地区の六つの町内会によって組織される地域団体で、本件氏子集団を包摂し、各町内会の会員によって組織される運営委員会が本件建物の管理運営を行っている。建物の主要部分を占める集会室の内には、机、いす、黒板、カラオケ機器等が置かれ、ふだんは使用料を徴収して学習塾等の用途に使用されている。

本件町内会及び本件氏子集団は、本件各土地又は本件建物において本件神社物件を所有し又は使用していることについて、市に対価を支払っていない。氏子集団による建物の使用については、氏子総代が町内会に年6万円の使用料を支払っている。

本件神社においては、初詣で、春祭り及び秋祭りという年3回の祭事が行われている。初詣の際には、A神社から提供されたおみくじ、交通安全の札等が販売され、代金及び売れ残ったおみくじ等はA神社に納められている。また、春祭り及び秋祭りの際には、A神社から宮司の派遣を受け、「S神社」、「地神宮」などと書かれたのぼりが本件鳥居の両脇に立てられる。秋祭りには、本件地神宮の両脇に「奉納 地神宮 氏子中」などと書かれたのぼりが立てられて神事が行われ、「秋季祭典 奉納

S神社」などと書かれた看板が地域に掲げられる。なお、毎年8月のA神社の祭りには、本件神社にA神社のみこしが訪れ、かつては巫女が舞を舞っていたこともある。

S地区の住民らは、明治25年ころ、五穀豊穡を祈願して、現在の市立S小学校の所在地付近に祠を建てた。その後、同30年、地元住民らが、神社創設発願者として、上記所在地付近の3120坪の土地について、北海道庁に土地御貸下願を提出して認められ、同所に神社の施設を建立した。同施設には同年9月に天照大神の分霊が祭られて鎮座祭が行われ、地元住民の有志団体であるS青年会がその維持管理に当たった。

明治36年に上記施設に隣接して小学校が建設されたが、昭和23年ころ、校舎増設及び体育館新設の計画が立てられ、その敷地として隣地である上記土地を使用することになったため、上記土地から神社の施設を移転する必要が生じた。そこで、S地区の住民Dが、上記計画に協力するため、その所有する本件土地1及び4を同施設の移転先敷地として提供した。同施設は、そのころ、同土地に移設され、同25年9月15日には同土地上に本件地神宮も建てられた。Dは、昭和28年、本件土地1及び4に係る固定資産税の負担を解消するため、O町（同33年7月の市制施行によりO市となる。）に同土地の寄附願出をした。O町は、同28年3月の町議会において、同土地の採納の議決及び同土地を祠等の施設のために無償で使用させるとの議決をし、同月29日、Dからの寄附に基づきその所有権を取得した。

本件町内会（当時の名称はS部落連合会）は、昭和45年、O市から補助金の交付を受けて、本件各土地上に地域の集会場として本件建物を新築した。これに伴い、本件町内会は、市から本件土地1及び4に加えて本件土地3（同土地は同年9月に地元住民であるEらからO市に寄附された。）を、北海土地改良区から本件土地2及び5を、いずれも本件建物の敷地として無償で借用した。そして、建物の建築に伴い、本件土地1及び4上にあった従前の本件神社の施設は、本件祠及び地神宮を除き取り壊され、建物内の一角に祠が移設され、本件土地1上に本件鳥居が新設された。なお、従前存在した鳥居は取り壊された。平成6年、O市は、改良区から、本件土地2及び5をそれぞれ代金500万2,321円及び143万8,296円で買い受けた。

以上の過程を経て、本件各土地は、すべて市の所有地となり、現在、本件建物、鳥居及び地神宮の敷地として無償で提供されている。以上の状況下で、O市がその所有地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは、憲法違反であり、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことは違法に財産の管理を怠るものであるとして、市の住民Xが、市に対して地方自治法242条の2第1項3号に基づいて住民訴訟を提起した。

以上